

事業主の  
皆様へ

# 出産後 職場復帰奨励金を ご活用下さい

奨励金  
20万円  
または10万・40万円

出産後の復職に取り組む企業を応援します  
休業期間に応じて10万・20万・40万を支給

従業員が出産後職場に復職しやすい職場環境づくりを推進し、出産や育児による離職を減らし  
継続雇用を促すため、中小・小規模事業者等の皆様に奨励金を支給します。



## 制度を活用しました! ~事業主さんの声~

### (株)島根ワイナリー(出雲市)

年中無休で営業している島根ワイナリー。部署ごとにシフトを組んで笑顔での接客を心がけ、H30年3月には3,000万人の来場者を達成しました。岡良美代表取締役社長(写真中央)曰く「従業員の約半数は女性。今も産休・育休中の従業員がいるので、この奨励金を使ってより働きやすい職場環境の整備を進めていけたら」とのことです。

【企業メモ】果実酒の醸造及び販売業等  
(従業員:73人)  
岡社長(中央)と総務課の春日さん(左)、  
H29年に復帰した佐藤さん(右)



### 松江連合青果(株)(松江市)

S22年の創業以来、安全、安心で新鮮な野菜・果物を近郊や全国各地から仕入れてスーパー等に納入しています。仕事も子育ても頑張る女性たちがいる職場です。米原康夫代表取締役専務は「手続きも簡単でスピーディー。今後も制度を利用し、いきいきと働き続けられる会社になりたい」と話してくれました。

【企業メモ】青果物地方卸売市場(従業員:28人)  
育休中の石原さん(左)とH29年に復帰した西村さん(右)



対象事業者	島根県内に本社(または主たる事業所)がある <b>中小・小規模事業者等</b> ※ (社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です。)
支給要件	・従業員数50人未満の、島根県内の事業所(本支店、営業所等) (例) サービス業の会社(従業員数100人)の、A営業所(40人)は対象となりますが、B営業所(60人)は対象外となります。 ・産前産後休暇又は育児休業を取得した従業員を職場復帰させ、3か月以上雇用していること
事業者への支給額	出産後復職した従業員の休業期間が ①育児休業17か月以上 40万円/人 ②育児休業3か月以上17か月未満 20万円/人 ③育児休業3か月未満または産休のみ 10万円/人
申請期間	従業員が職場復帰して3か月経過後から1年間

### ※「中小・小規模事業者等」とは

資本金または労働者数のどちらかが、下記条件にあてはまる方です。

(資本金をもたない事業者(個人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人、労働組合、共同組合、協業組合、特例非営利活動法人など)は、常時雇用する労働者数のみで判断します。)

主たる事業	資本金	常時雇用する労働者の数
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	または 50人以下
サービス業	5,000万円以下	または 100人以下
卸売業	1億円以下	または 100人以下
その他の業種	3億円以下	または 300人以下

「主たる業種」の具体的な内容は、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第402号)の業種区分によります。詳しくは島根県雇用政策課のホームページをご覧ください。

## 奨励金申請前のかんたん!チェックシート

Q1. 本社(又は主たる事業所)が島根県内にありますか?  
 はい ・  いいえ → ×対象外です。

Q2. 「中小・小規模事業者等」ですか?  
 (※上記表にてご確認ください)  
 はい ・  いいえ → ×対象外です。

Q3. 産前産後休暇又は育児休業を取得した従業員を  
 職場復帰させ、3か月以上雇用していますか?  
 はい ・  いいえ → ×「復職後3か月以上継続して雇用  
 していること」が条件です。

Q4. 復帰した従業員の勤務する事業所(本支店・営業所等)  
 は、島根県内にありますか?  
 はい ・  いいえ → ×「島根県内の事業所(本支店・営業  
 所)であること」が条件です。

Q5. その事業所(本支店・営業所等)で常時雇用する労働者数  
 は、50人未満ですか?  
 はい ・  いいえ → ×「50人未満の事業所(本支店・営業  
 所)であること」が条件です。

**奨励金の支給申請をしましょう。**

申請書類は島根県雇用政策課のホームページからダウンロードしてください。

検索



申請期限は、支給要件に合致(対象となる従業員が職場復帰後3か月以上勤務)した日の翌日から起算して1年以内です。(例: 職場復帰がH30.1.1の場合、申請可能期間はH30.4.1~H31.3.31です。)  
 なお、職場復帰が平成29年12月31日以前である場合は、経過措置の対象となります。詳しくはお問い合わせください。

詳しくは最寄りの商工会議所・商工会へ、どなたでもお気軽にお問い合わせ下さい。

または TEL 0852-25-2556 (松江商工会議所)

TEL 0852-21-0651、0855-22-3590 (島根県商工会联合会 本所・石見事務所)